

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		第三章の規定に適合しない建築物で公益上支障のある建築物に対する除却、使用禁止等の命令
根拠条例・規則名		建築基準法
条 項		第 1 1 条第 1 項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 建築行政課 (電話：048-829-1534)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (事業ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 1 7 年 6 月 1 日最終改正
備 考		